議案第９７号

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　学校教育法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成１２年３月世田谷区条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「副園長」の次に「、主務教諭」を加える。

第３条第１項中「その属する職務の級が１級又は２級」を「主務教諭、教諭又は養護教諭」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。